

ヌリメディア サービス利用約款

エヌオンライン訳

第1章 総則

第1条 (目的)

この約款は(株)Nurimedia(以下「会社」とする)が提供する DBpia(<http://www.dbpia.co.kr/>)と KRpia(<http://www.krpia.co.kr/>)サイト(以下「サイト」とする)より提供されるデジタルコンテンツサービス(以下「サービス」とする)の利用に関連し、「会社」と利用者の権利、義務、責任事項を規定することをその目的とします。

第2条 (用語の定義)

第1項 この約款で使用する用語の定義は次の通りです。

第1号「利用者」とは、この約款によって会社が提供するサービスを利用する会員及非会員を示します。「会員」とは個人情報の提供による会員登録後、利用者 ID が付与され、この約款に従い会社が提供するサービスを利用する利用者であり、一般会員、満14歳未満一般会員、著者会員に区分されます。

第2号「一般会員」とは、サイトに接続し第1号の手続きを取り登録した会員の内、論文を作成しなかった会員を言います。

第3号「著者会員」とは、サイトに接続し第1号の手続きを取り登録した会員の内、論文を作成した会員を言います。

第4号「SNS 会員」とは、会員の内、SNS(Naver、Google、Facebook など) アカウントを通して「会社」に個人情報を提供し、登録した者を言います。

第5号「非会員」とは会員として登録せず、サービスを利用する者をいいます。

第6号「利用契約」とは、この約款に同意してサービスの会員として加入する行為を示します。

第7号「利用者 ID」とは、会員の識別及びサービス利用のために会員の申請によって会社が会員ごとに付与する固有の文字または数字を示します。

第8号「パスワード」とは、利用者 ID で識別される会員の本人か否かを検証するために会員が設定して会社に登録する固有の文字または数字を示します。

第9号「解約」とは、会社または会員が利用契約を解除することを示します。

第2項 この約款で使用する用語のうち、第1項で定めていないものは関係法令及びサービス案内で定めることに従い、それ以外は一般関係に従います。

第3条 (約款の効力と変更)

第1項 サービスはこの約款で規定された条項を変更せずに利用者が受諾することを条件として提供されます。「サービス利用約款」の「同意します」ボタンをクリックすることは、この約款に利用者が同意したことを意味します。

第2項 この約款は利用者にオンラインで示すことにより効力が発生します。会社は事情が変化した場合と営業上の重要事由がある場合には、約款を任意に変更することができ、変更された約款はサービス画面に掲示またその他の方法で会員に周知することにより効力が発生します。

第3項 会員は変更された約款に同意しない場合、サービス利用を中断し脱退することができます。約款が変更された以降も継続的にサービスを利用する場合には、会員が約款の変更に同意したものとみなされます。

第4条 (約款以外の準則)

第1項 この約款に明示されていない事項が国内関係法令に規定されている場合には関連法令の規定に従います。

第 2 項 約款が定めたサービス規定以外の個別サービス使用に対する約款への同意は、個別の利用同意手順に従います。

第 2 章 会員加入

第 5 条 (利用契約の成立)

第 1 項 利用契約は利用者の利用申請に対する会社の利用承諾で成立し、利用者の約款内容に対する同意は「同意します」ボタンを押すことで成立します。

第 2 項 会員に加入してサービスを利用する希望者は会社が定めた所定の様式に従って個人情報(利用者 ID、パスワード、名前、連絡先、電子メールアドレス、携帯電話番号等)を提供しなければなりません。SNS 会員を希望する利用者は SNS アカウントに登録された個人情報の内の一部(名前、電子メールアドレス)を提供しなければなりません。

第 3 項 利用者が提供した個人情報は関連法及び「会社」の個人情報取扱方針によって厳格に保護されます。但し、「会社」の公式サイト以外にリンクされたサイトでは「会社」の個人情報取扱方針が適用されません。

第 4 項 サイトでは利用者により正確な情報を提供するために著者情報を自動的に収集します。著者会員が提供した情報と自動収集された情報を区別し廃棄することが容易ではないため、所属機関など著者会員の一部情報は脱退後にも露出される可能性があります。

第 5 項 加入申請の書式に記載された会員情報は実際のデータとみなされます。実際に情報を入力していない会員は法的保護を受けることができません。全ての会員は必ず会員本人の情報を提供することによりサービスの利用ができ、他人の情報を盗用また虚偽の情報を登録するなど、本人自身の情報を登録していない会員は、サービス利用に関連していかなる権利も主張できず、関係法令によって処罰される場合があります。

第 6 条 (利用申請の承諾)

第 1 項 会社は会員が全ての事項を正確に記載して申請する場合にサービス利用を承諾します。但し、第 2 項の「利用申請の制限」に該当する場合はこれを承諾しません。

第 1 号 他人の名義を使用して申請した場合

第 2 号 利用契約申請書の内容を虚偽記載した場合

第 3 号 社会秩序または公序良俗を阻害する目的で申請した場合

第 4 号 過去に本条第 1 号乃至第 3 号の内、いずれかの行為をした場合

第 5 号 その他会社が定めた利用申請要件が不備である場合

第 7 条 (サービス利用及び制限)

第 1 項 サービス利用は会社の業務上または技術上の特別な支障がない限り 1 年間休みなく、1 日中 24 時間を原則とします。

第 2 項 会社が提供するサービスのうち一部は、会員となった後に会社が認定した利用者 ID とパスワードを通じてサービスを受けます。

第 3 章 サービス利用

第 8 条 購買申請

第 1 項 会員はサイトで以下の方法により購買を申請します。

第 1 号 姓名、住所、電話番号、電子メールアドレス入力

第 2 号 財貨またはサービスの選択

第 3 号 決済方法の選択

第 4 号 最終的購買意思の表示(決済するボタン・クリック)

第 2 項 非会員は購買申請が制限され、会員として登録した利用者だとしてもログインしない状態では購買申請が制限されます。

第 9 条 契約の成立

第 1 項 会社は購買申請について下記のような場合に該当しない限り承諾します。

第 1 号 申請内容に虚偽、記載漏れ、誤記がある場合

第 2 号 未成年者が青少年保護法で禁止する財貨及びサービスを購入する場合

第 3 号 その他購買申請を承諾することが会社の技術上に著しく支障があると判断する場合

第 2 項 会社が承諾した時点で契約が成立したものとみなします。

第 10 条 支払方法

第 1 項 会社で購買した財貨またはサービスに対する代金支払方法は下記のうちの一つにより可能です。

第 1 号 クレジットカード決済

第 2 号 口座送金

第 3 号 携帯電話決済

第 4 号 DBpia money 決済(DBpia サイトのみ該当)

第 5 号 その他会社が決めた代金支払方法

第 11 条 受信確認の通知・購買申請の変更及び取消

第 1 項 利用者の購買申請があった場合、会社は利用者へ受信確認の通知をします。

第 2 項 利用者が購買申請後、第 10 条による支払方法でその申請日から 7 日以内に商品代金について入金の確認ができない場合、会社は別途の意思表示なしに購買契約を解除することができます。

第 3 項 ダウンロード前に利用者が購買申請を変更し、または取消要請があった時には会社は即時にその要請に応じて処理します。

第 12 条 ダウンロード

第 1 項 会社は利用者が購買した財貨についてダウンロード方法及び期間などを明示します。利用者が会社の故意・過失でダウンロードに失敗した場合、全ての責任は会社にあります。

第 13 条 取引の取消及び払戻し

第 1 項 デジタル資料の特性上利用可否の判断ができず、完全な返品が不可能であるため、取引の取消あるいは使用消費された金額についての払戻しはできません。

第 2 項 会社は利用者がダウンロードした財貨であっても、下記の場合、払戻し申請を受けた日から 3 日以内に契約解除及び払戻し手続きを行います。但し、その請求の期限は利用者がダウンロードした日から 20 日以内とします。

第 1 号 ダウンロードした財貨が注文内容と相違した場合、または会社が提供した情報と相違した場合

第 2 号 ダウンロードした財貨が破損・損傷・汚染された場合

第 3 号 運営上の理由(システム上のエラーなど)でコンテンツの利用が不可であると認められた場合

第 3 項 全ての払戻し金額は購買代金の中で DBpia money 使用分を除外した実際の決済金額に対しての払戻しであり、DBpia money で使用した購買金額は各々 DBpia money で払戻しを行います。

第 14 条 DBpia money

第1項 「DBpia money」とはクレジットカード・携帯電話・口座送金、その他会社が決めた代金支払方法を通じて現金を会社に支払い、その現金と等価でチャージしたインターネット決済をいいます。

第2項 第2項会社が指定した支払いDBpia moneyのチャージは最少一千ウォン(₩1000)以上の金額でチャージすることができ、支払い方法によって制限金額がある場合もあります。

第3項 DBpia moneyは会社が提供する有料サービスの利用または商品購買の時点で即時決済します。

第4項 DBpia moneyを利用して決済した代金の払戻しはDBpia moneyにチャージすることを原則とします。

第5項 会社が提供した決済方法を利用してチャージしたDBpia moneyについては、有料サービスの利用または商品の購買をしていない場合、チャージ日から10日以内であれば全額の払戻しが可能です。

第6項 会社は利用者が会員脱退を申請し、またはその他正当な事由で払戻しを要請した場合、払戻しの違約金は請求しません。会社は利用者から払戻し請求書を受けて指定した銀行口座にDBpia money残額を送金することを原則とします。但し、この場合口座着金手数料は利用者が負担します。

第4章 契約解除及びサービス利用の制限

第15条 (契約の解除及び利用の制限)

第1項 会員はサービスの各種機能と電子メールを通じて、会員の情報処理に関する苦情を伝えることができます。

第2項 会員がサービス利用契約を解除しようとする場合、会員本人が直接、マイページメニューで会員脱退申請をしなければなりません。

第3項 会社は会員が次の事項に該当する行為をする場合、事前の通知なく利用契約を解除、または期間を決めてサービスの利用中止をすることがあります。

第1号 社会秩序または公序良俗に反した場合

第2号 犯罪行為に関係した場合

第3号 国益または社会的な利益を阻害する目的でサービスの利用を計画し、または実行した場合

第4号 他人の利用者ID及びパスワードを盗用した場合

第5号 他人の名誉を毀損し、不利益を与えた場合

第6号 サービスに危害を与える等、健全な利用を阻害した場合

第7号 その他関連法規または会社が定めた利用規則に反した場合

第4項 会員が1年間会社のサービスを利用する為にログインした記録がない場合、円滑な会員管理の為に休眠アカウント措置処理して会員資格としての活動一体を制限できます。但し、会員が会社が決めた手続きによって休眠アカウント撤回を要請すると会社は従前の会員資格を再活性化します。

第16条 (利用制限の手順)

会社は利用制限をしようとする場合、その事由、日時及び期間を決めて、電子メールまたは電話等の方法によって該当利用者または代理人に通知します。但し、会社が緊急に利用を停止する必要があると認めた場合はこの限りではありません。

第5章 責任

第17条 (会社の義務)

第1項 会社は特別な事情がない限り、会員が申請したサービスを利用可能にします。

第 2 項 会社はこの約款で定めたことに従い持続的・安定的にサービスを提供するため努力しなければなりません。やむを得ない理由でサービスが中断された場合でも、会社は努力し、直ちに修理復旧します。

第 3 項 但し、天変地異、非常事態、情報通信設備の補修、点検、交替及び故障、通信途絶、その他のやむを得ない事由が発生した場合にはサービスを一時中断または中止することができます。

第 4 項 会社は会員から提起された意見または不満を正当と認定する場合にはすぐに処理しなければなりません。

第 5 項 会社がサービスの提供によって得られた会員の個人情報を、本人の承諾なしに第三者に漏洩、配布することはありません。但し、「電気通信基本法」等の法律の規定により国家機関が要求する場合、犯罪に対して捜査上の目的や放送通信審議委員会の要請があった場合、その他の関係法令で定められた手順による要請があった場合には、この限りではありません。

第 6 項 会社は利用者が望まない営利目的の広告性電子メールを発送しません。

第 18 条 (会員の義務)

第 1 項 利用者 ID とパスワードに関する全ての管理責任は会員にあります。

第 2 項 会員は自分の利用者 ID を他人に譲渡・贈与することができません。

第 3 項 自分の利用者 ID が不正に使用された場合、会員は必ず会社にその事実を電子メールまたはその他の方法により通報しなければなりません。

第 4 項 会員はこの約款及び関係法規で定める事項を遵守しなければなりません。

第 6 章 掲示物

第 19 条 (会員の掲示物)

会社は会員の掲示物が下記のような行為に該当する場合には事前の通知なく削除します。

第 1 項 他人のプライバシー及び公表権(表現の自由)のような法的権利を毀損し、悪用し、盗用し、脅かし、不快を与える又はそれに準ずる行為

第 2 項 不適切で、冒流的、名誉毀損的、侵害的、淫乱的、卑劣的又は不当な題目、名前、資料または情報出版、郵送、掲示、配布または流布する行為

第 3 項 著作権法によって保護されたソフトウェア又はその他の資料を含むファイルをアップロードする行為。但し、利用者がそれに対する権利を所有または管理する場合、また必要な同意を全て得ている場合は除外します。

第 4 項 他人の PC を損傷させるウィルス、汚染されたファイル、またはその他類似のソフトウェアまたはプログラムを含む資料をアップロードする行為。

第 5 項 商業的な目的で商品またはサービスを広告または販売する行為

第 6 項 資料調査、コンテスト、ピラミット体系を行ったり幸運の手紙を送ったりする行為

第 7 項 適法に配布できないものと知りながら、または合理的な判断を持ちながら、他の利用者が提示した違反ファイルをダウンロードする行為

第 8 項 アップロードされたファイルに含まれるソフトウェアまたはその他資料の著者表示、法律上またはその他適切な留意事項または商品名またはその出所あるいは根源となる標識を偽造または除去する行為

第 9 項 他の利用者がサービスを使用し楽しむことを制限または禁止する行為

第 10 項 社会秩序または公序良俗に反する淫乱な内容、特定の宗教を宣伝・布教また誹謗する内容、その他の地域感情を誘発させる等の良識を欠く内容を掲載する行為

第 20 条 (掲示物の著作権)

一般掲示物に対する権利と責任は掲示物を登録した会員にあります。

第 21 条 (掲示物に対する会社の責任)

会社は会員にお問い合わせの作成ができる1:1掲示板のみを提供し、他利用者に掲示物を公開しません。掲示物は作成者である会員とサービス運営者だけ閲覧できます。また、会社は会員が掲示板サービスを利用することにより発生する法的な部分について責任を負いません。

第 7 章 情報の提供

第 22 条 (情報の提供)

第 1 項 会社は会員に必要な情報を電子メールまたは信書郵便等の方法で伝達することができますが、会員がこれを望まない場合は会員登録手続きとマイページ>会員基本情報メニューで情報の受信拒否ができます。

第 8 章 その他

第 23 条 (一般事項)

第 1 項 この約款は大韓民国関連法律の適用を受けます。

第 2 項 利用者は会社サイト利用の結果として、利用者と会社との間にいかなる共同事業(投資)、連携、雇用または代理人関係が存在しないことに同意します。会社がこの約款を遂行することによって現行法と法的手順の適用を受けます。この約款で規定されたどのような条項によっても、このサービスまたはその使用に関連して会社が収集または提供した情報の使用に関連する政府、裁判所及び法律執行当局の要請、または要求事項を遵守する会社の権利は毀損されません。

第 3 項 以前に規定した責任の否認を含んだこの契約の一部条項が、適用した法によって無効または実行不可能と判断された場合、その無効または実行不可能条項は本来条項の趣旨に最も符合する有効または実行可能な条項に置き換えることとし、残りの契約条項は有効に継続します。

第 24 条 (著作権の帰属及び利用制限)

第 1 項 会社が作成した著作物に対する著作権その他の知的財産権は会社に帰属します。

第 2 項 利用者は会社のサービスを利用することによって得た情報を、会社の事前承諾なしに複製・送信・出版・配布・放送その他の方法によって営利目的で利用したり第三者に提供したりしてはいけません。

第 25 条 (紛争解決)

第 1 項 会社は利用者が提起する正当な意見または不満を反映してその被害を補償処理する為に被害報償処理機構を設置・運営します。

第 2 項 会社は利用者から提出された不満事項及び意見を優先的に処理します。但し、迅速な処理が困難な場合には利用者にその事由と処理日程を即時通報します。

第 3 項 会社と利用者間に発生した紛争は「電子文書及び電子取引基本法」第 32 条及び同「実行令」第 19 条によって設置された電子取引紛争調停委員会の調整に従います。

第 26 条 (管轄及び準拠法)

第 1 項 会社と利用者間に発生した電子取引に関する訴訟は民事訴訟法上の管轄裁判所に提起されま

す。

第 2 項 会社と利用者間に提起された電子取引訴訟には韓国法を適用します。

第 27 条 (法令及び準用)

本約款に明示していない事項は「電子文書及び電子取引基本法」、「電子署名法」及びその他の関連法令の会社適用規定に従い、またその他の商慣例に従います。

(付則)

この約款は 2019 年 4 月 22 日から適用され、2015 年 8 月 18 日 から実行された約款はこの約款に置き換えます。この約款の適用日以前の加入者も同様にこの約款の適用を受けます。